

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年4月21日（金） 号外第45号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（25）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 人委規則 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（31）（給与課）・・・・・・・・・・ 5

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県民の買物環境の確保という緊急の行政課題に対応するため、買物環境確保推進課を設置する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地域づくり推進部に買物環境確保推進課を置く。
- (2) 所掌事務について所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、令和5年4月24日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>(課及び課内室の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 50%;">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">地域づくり推進部</td> <td rowspan="3"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化政策課</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">買物環境確保推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域づくり推進部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">市町村課～文化政策課 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>買物環境確保推進課</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>買物をすることができる環境の確保に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">スポーツ振興局スポーツ課・スポーツ振興局ねんりんピック・関西ワールドマスタースゲームズ推進課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">中山間・地域交通局中山間地域政策課</p> <p>(1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関する<u>こと（買物環境確保推進課の所掌に属するものを除く。）</u>。</p> <p>(2) まちなかの過疎対策及び振興に関する<u>こと（買物環境確保推進課の所掌に属するものを除く。）</u>。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	部局	部内局	課	課内室	略				地域づくり推進部		略		文化政策課		買物環境確保推進課			略			略				<p>(課及び課内室の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課</th> <th style="width: 50%;">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">地域づくり推進部</td> <td rowspan="3"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化政策課</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域づくり推進部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">市町村課～文化政策課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">スポーツ振興局スポーツ課・スポーツ振興局ねんりんピック・関西ワールドマスタースゲームズ推進課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">中山間・地域交通局中山間地域政策課</p> <p>(1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) まちなかの過疎対策及び振興に関する<u>こと。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	部局	部内局	課	課内室	略				地域づくり推進部		略		文化政策課					略			略			
部局	部内局	課	課内室																																														
略																																																	
地域づくり推進部		略																																															
		文化政策課																																															
		買物環境確保推進課																																															
	略																																																
略																																																	
部局	部内局	課	課内室																																														
略																																																	
地域づくり推進部		略																																															
		文化政策課																																															
	略																																																
略																																																	

中山間・地域交通局地域交通政策課～文化財局
とっとり弥生の王国推進課 略

中山間・地域交通局地域交通政策課～文化財局
とっとり弥生の王国推進課 略

附 則

この規則は、令和5年4月24日から施行する。

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第31号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～18 略</p> <p>19 鳥取県東部広域行政管理組合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務局</td> <td>局長 次長 課長 課長補佐（<u>総務福祉課</u>に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部環境クリーンセンター</td> <td style="text-align: center;"><u>センター長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>20～26 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表中「<u>課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）</u>」、「<u>課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</u>」又は「<u>課長補佐（総務福祉課に所属するものに限る。）</u>」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。</p> <p>2・3 略</p>	機関	職	事務局	局長 次長 課長 課長補佐（ <u>総務福祉課</u> に所属するものに限る。）	鳥取県東部環境クリーンセンター	<u>センター長</u>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～18 略</p> <p>19 鳥取県東部広域行政管理組合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務局</td> <td>局長 次長 課長 課長補佐（<u>総務課</u>に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部環境クリーンセンター</td> <td style="text-align: center;"><u>場長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>20～26 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表中「<u>課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</u>」又は「<u>課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）</u>」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。</p> <p>2・3 略</p>	機関	職	事務局	局長 次長 課長 課長補佐（ <u>総務課</u> に所属するものに限る。）	鳥取県東部環境クリーンセンター	<u>場長</u>
機関	職												
事務局	局長 次長 課長 課長補佐（ <u>総務福祉課</u> に所属するものに限る。）												
鳥取県東部環境クリーンセンター	<u>センター長</u>												
機関	職												
事務局	局長 次長 課長 課長補佐（ <u>総務課</u> に所属するものに限る。）												
鳥取県東部環境クリーンセンター	<u>場長</u>												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。